



埼玉県内の畜産農家の皆様へ 配合飼料購入費の一部を支援します

～埼玉県配合飼料価格高騰緊急支援事業～

飼料価格の高騰による畜産経営への影響緩和のため、
埼玉県は畜産農家の皆様の飼料購入費の一部を支援します

対象飼料	<p>○配合飼料</p> <ul style="list-style-type: none">・埼玉県内の農場で利用するために購入した飼料であること・令和7年7月～9月までに納品された飼料であること
補助単価	<p>○配合飼料 12,600円/トン以内</p> <p>※自家配合用輸入トウモロコシは対象外です。</p> <p>※単価は要望数量によって決まります。</p>
申請方法	<p>配合飼料価格安定制度 加入者</p> <p>⇒窓口団体から別途連絡があります。 県への申し込みは不要です。</p> <p>制度未加入者</p> <p>⇒(一社)埼玉県畜産会に申請書を提出ください。 詳しくは裏面を御覧ください。</p>
問合せ先	<p>埼玉県農林部畜産安全課 048-830-4194 埼玉県中央家畜保健衛生所 048-663-3071 埼玉県川越家畜保健衛生所 049-225-4141 埼玉県熊谷家畜保健衛生所 048-521-1274</p>

※配合飼料基金制度未加入者の参加要件・申請方法

1 対象者

(1)畜種別に下表の頭羽数を常時飼養していること

牛	1頭以上	あひる	100羽以上
種豚	2頭以上	肉用鶏	500羽以上
肥育豚	5頭以上	うずら	1,000羽以上
採卵鶏	100羽以上	だちょう	10羽以上
馬	1頭以上	めん羊	2頭以上
山羊	2頭以上		

(2)家畜又はその生産物を業として販売していること

※上記の全ての条件を満たすことを所管する家畜保健衛生所にて確認いたします。

2 対象飼料

次の要件を**全て満たす**飼料

- ① 穀類のほか、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の3区分のうち少なくとも1区分に属する原材料からなる飼料
- ② 上記4区分に属する原材料が4種類以上の飼料
- ③ 上記4区分に属する原材料の配合割合の合計が50%以上の飼料
(ただし、動物質性飼料のうち、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が50%以上の飼料を除く)

3 補助対象数量

(1)令和7年7~9月に納品されたもの

(2)埼玉県内の農場で使用したもの

4 申請手続

- ① 別紙様式第1号「事業参加申請書」及び添付資料を
令和8年1月30日までに(一社)埼玉県畜産会に郵送してください。
〒360-0102 埼玉県熊谷市須賀広784 農業技術研究センター内
TEL 048-536-5281 FAX 048-539-1011
- ② 申請内容について、管轄する家畜保健衛生所が確認いたします。
- ③ 参加が承認されましたら、補助金の振込先情報を所定の様式で
(一社)埼玉県畜産会に御報告いただきます。
- ④ 購入数量に応じ(一社)埼玉県畜産会が補助金を交付します。



この用紙は配合飼料価格安定制度 未加入者専用です。

別紙様式第1号

埼玉県配合飼料価格高騰緊急支援事業参加申請書

令和8年 月 日

(一社) 埼玉県畜産会長 様

申請者 住 所

氏名又は法人名・代表者 役職名 氏名

下記のとおり埼玉県配合飼料価格高騰緊急支援事業に参加したいので、同事業実施要領第7の2の(1)の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 農場住所

2 飼養する家畜の種類及び頭羽数

3 購入した配合飼料の製造業者及び名称

注: チラシ裏面の「2 対象飼料」に該当する飼料のみ記載してください。
該当するか不明な場合は飼料業者に確認してください。

4 添付資料

(1) 購入飼料集計表 (別紙様式1-1号)

※令和7年7月から9月に納品された配合飼料について記入のこと

(2) 集計表作成の根拠となる書類 (例: 販売証明書の写し)

※令和7年次中に新規就農した等の理由で上記の書類が添付できない場合は
別途御相談ください